

## ネット取引市場管理監督活動案の公布に関する通知

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約>

2018年6月4日、市場監管総局等8部門は「2018年ネット取引市場管理監督活動案の公布に関する通知」(以下、「本通知」という)を公布した。本通知は今年7月から11月にかけて実施するインターネット取引を主としたネット取引市場の集中取り締まりを通知するものである。

### 1. 取り締まりの重点

- 登記および営業許可等を含む営業資格。
- ネットワーク利用における実名制の実施状況。WEBサイトの届出登録、IPアドレス・ドメインの管理状況。
- 偽物・低品質商品・不合格品の販売。産地・製造工場・品質ラベル・製造日の偽装。
- 乳幼児向け食品。特に輸出入過程における権利侵害、低品質商品を中心に実施。
- 不正競争に関わる行為。特に悪意のあるユーザー登録、虚偽の取引や評価等の信用失墜行為およびECプラットフォームによる出店者に対する制限行為を中心に実施。
- 虚偽の宣伝、違法な広告。悪影響を与える或いは社会公共の秩序と良俗を乱す広告や情報。誤解を招く商品の説明、基準、価格等による商品・サービスの販売。
- 販売者と消費者間の不公平な契約。返品返金に関する消費者の合法的な権益を侵害する契約。本人の同意を得ない個人情報の収集・使用・販売等の犯罪行為。販売禁止商品や煙草、未許可のプリペイドカード等の販売。インターネット詐欺、インターネットを使ったネットワークビジネス等の違法行為。

## 2. 実施方法

取り締まりは 2017 年のネット取引市場管理監督活動で指摘された問題、2017 年の EC 商品品質サンプリング調査結果、各地の消費者から苦情が多い問題を中心に実施する。あわせて EC プラットフォームに法に対し、法で定められた管理責任と社会責任の履行を促す。また各地の消費者相談・通報窓口を十分活用し、管理監督、法執行の有効性を高める。第三者機関の協力の下、大型セール期間や連休中などに監視を行い、リスクの早期発見と警告を実施する。

## 3. 実施期間

実施期間は 7～11 月とし、各地の市場管理監督部門は本通知に基づき、取り締まり活動を展開する。同時にメーカーや EC プラットフォーム運営者に違法行為の有無を確認するよう促し、すみやかな改善を求める。

各地の各部門は 12 月 13 日までに取り締まり実施状況を総括し、関連資料と共に各上級主管部門と市場監督部門に提出する。

### ●原文(中国語)

[http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201806/t20180606\\_274510.html](http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201806/t20180606_274510.html)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2018 年 6 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2018 年 11 月 5 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776